



知っておこう

介護保険

介護サービスを使うまで

1.申請	市に要介護認定を受けるための申請をします
2.調査	認定調査員が、心身の状況について本人や家族などにお話しを伺います。
3.意見書	市から主治医へ、要介護認定に必要な意見書の作成を依頼します
4.審査	介護認定審査会で、訪問調査結果と主治医意見書を基に審査・判定します
5.通知	認定結果を記載した介護保険証が送付されます
6.計画	ケアマネジャーと、どんなサービスを使っていくのか、計画を立てます
7.利用	利用する介護サービス事業者と契約し、サービスの利用を開始します
8.支払	事業者へ自己負担分の料金を支払います



保険料の納付

40歳から64歳まで
健康保険料等と一緒に納付

65歳から
介護保険料を個別に納付
(納付書や年金天引)



相談

1.申請から5.通知等手続き
市役所介護保険係へ

介護や健康等身近な相談
地域包括支援センターへ

ご案内

介護保険と介護予防まるわかり講座

介護サービスの利用までの流れや、介護保険料等についての講座を開催します。介護にならないコツもご紹介♪ぜひご参加ください

受付 約1か月前から
電話にて受付

時間 10:00
-11:00

定員 40名
(先着順)

日程 5/28 木 9/25 金 12/3 木 3/19 金

市役所6階会議室 市民会館展示室(文化センター内)